

高畠町空き家バンク登録物件改修等補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、空き家を有効に活用し、定住促進及び商業等の振興を図り、地域の活性化と景観の保全に資するため、空き家等の改修等工事に要する経費に対して、予算の範囲内で交付する補助金に関し、高畠町補助金等の適正化に関する規則（昭和44年12月規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町の住民基本台帳に記録され、かつ、その生活基盤を専ら町内におき、自ら所有する住宅に町の住民として長期にわたり居住することをいう。
- (2) 高畠町空き家バンク 町内の登録された空き家物件の情報を公開し、売買・賃貸等により移住定住促進及び管理不全空き家の発生を防止することを目的とした情報提供サイトをいう。
- (3) 改修等工事 建物の機能回復又は向上のために行う改修・修繕工事であり、第5条に規定する工事をいう。
- (4) 町内建築業者 町内に事業所又は支店若しくは営業所を有し、高畠町に町税等を納付している法人又は個人の建築業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 高畠町空き家バンクに物件又は利用希望の登録をしている者（以下「空き家バンク登録者」という。）であること。
- (2) 改修等工事において町内建築業者と工事請負契約を締結すること。
- (3) 補助対象者及び世帯員全ての者並びに改修等を行う町内建築業者に町税等の滞納がないこと。

(補助対象空き家)

第4条 補助の対象となる空き家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 高島町空き家バンクに登録された物件であること。
- (2) 空き家バンク登録者の間で、賃貸契約又は売買契約がなされた物件であること。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとし、補助金の申請年度内に事業完了が見込まれるものとする。ただし、この事業の補助金の交付は、同一住宅について1回限りとする。

- (1) トイレ、風呂、台所、洗面所等の生活するために必要な改修等工事
- (2) 内装、屋根及び外壁等、主要構造部の改修等工事
- (3) 家財道具等の運搬及び廃棄
- (4) その他空き家を活用するために必要な改修等工事

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用の2分の1に相当する額とし、50万円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高島町空き家バンク登録物件改修等補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて、補助対象事業施工前までに町長に提出しなければならない。ただし、第6号にあっては、補助申請者が第4条第2号の賃貸契約に該当する場合のみ提出するものとする。

- (1) 賃貸契約書又は売買契約書の写し
- (2) 改修等工事に係る見積書等
- (3) 補助対象事業施工前の写真
- (4) 高島町空き家バンク登録物件改修承諾依頼書及び承諾書（別記様式第4号）の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類等

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、高畠町空き家バンク登録物件改修等補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定に当たり、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、申請内容を変更又は取下げしようとするときは、速やかに高畠町空き家バンク登録物件改修等補助金変更交付（取下げ）承認申請書（別記様式第4号）により、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高畠町空き家バンク登録物件改修等補助金変更交付（取下げ）承認通知書（別記様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、高畠町空き家バンク登録物件改修等補助金実績報告書（別記様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて遅滞なく町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に要した費用の請求書又は領収書等の写し

(2) 補助対象事業施工箇所の写真（施工中、完了後）

(3) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 実績報告の期限は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条の報告があったときは、関係書類を審査及び現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、高畠町空き家バンク登録物件改修等補助金交付額確定通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の通知を受けた交付決定者は、高畠町空き家バンク登録物件改修等補助金交付請求書（別記様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、高畠町空き家バンク登録物件改修等補助金取消通知書（別記様式第9号）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- (2) 補助事業を承認なく変更し、又は中止したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この規程に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。